

過大役員給与の損金不算入とは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井 敏勝

高額な役員給与が話題となっていますね。法人が役員に対して支給する給与のうち、損金に算入されないものがあると聞きましたがどのようなものですか。



リサ

過大役員給与の損金不算入ですね。法人がその役員に対して支給した給与のうち、その役員の職務に対する対価として不相当に高額な部分の金額などについては、損金の額に算入しないこととされています。



サキ先生

役員給与のうち不相当に高額な部分の金額とは、具体的にはどのようなものですか。



リサ

役員給与のうち不相当に高額な部分の金額であるかどうかは、実質基準と形式基準により判定します。



サキ先生

実質基準と形式基準でどのように判定するのですか。



リサ

実質基準は法人がその役員に対して支給した給与の額がその役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況などに照らし、その役員の職務の対価として相当であると認められる金額を超える場合には、その超える部分の金額を不相当に高額な部分の金額として判定します。



サキ先生

また、形式基準は法人がその役員に対して支給した給与の額の合計額が、定款の規定又は株主総会などの決議により定められた役員に対する給与として支給することができる金額の限度額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を不相当に高額な部分の金額として判定します。ただし、支給限度額が個々の役員ごとに定められている場合には、その役員ごとに判定します。

実質基準と形式基準のどちらで判定しても不相当に高額な部分の金額がある場合にはどのようになりますか。



リサ

実質基準と形式基準のいずれか多い金額が過大役員給与として損金の額に算入されない金額となります。



サキ先生

実質基準では役員の職務の内容、法人の収益、使用人に対する給与の支給の状況や事業の種類・規模が類似する法人の役員に対する給与の支給の状況に照らして判定するとのことですが具体的にはどうすれば良いのですか。



リサ

この実質基準による不相当に高額な部分の金額かどうかの判定は、ケース・バイ・ケースであり実務的には非常に難しい判断になります。このテーマは争いになりやすいので、判例、裁決や国税庁の民間給与実態統計調査などを参考にするといいですね。



サキ先生

《筆者紹介》 互井敏勝(たがいとしかつ) 1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著「平成29年版 税制改正経過一覽ハンドブック」、「経営に活かす税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)、「所得税重要事例集」(共著、税務研究会)など。

函館を元気にする!!
情報検索マガジン

ダテパー

毎月月末発行

ダテパー

検索



あなたのお店をジモトでアピールしてみませんか?

地域情報サイト
まいぶれ函館
掲載店募集中!!

まいぶれ函館

検索



函館近郊のイベント
お店・施設の情報はこちら!



印刷・出版・企画制作

株式会社 **プリントハウス**

〒040-0022 函館市日乃出町18-1
TEL.0138-54-1551
http://www.print-house.jp/

札幌支店 〒060-0042
札幌市中央区大通西8丁目2-38
ストーク大通ビル5F
TEL.011-219-2027



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索